

農業用機械等を導入したい(5)

農業用機械共同利用促進事業費補助金(市)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

兼業農家等の農業の継続を支援するため、3戸以上の農業者で農業用機械を共同購入した場合の経費について補助します。

対象者は？

北上市内に住所を有する3戸以上の農業者の代表者が対象です。(法人は除く。)

どのような事業内容？

- ・事業費の1/4以内の補助率で、農業用機械を共同購入した場合の購入費について、支援が受けられます。
- ・補助上限額は100万円です。
- ・対象となる機械は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機(リモコン式、自走式又はトラクター作業機)、農業用ドローン及び排水対策機械(トラクター作業機)です。

交付条件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 共同購入した3戸以上の農業者のうち、半数以上の兼業農家を含むこと。
- (2) 機械購入費のうち、共同購入した農業者1戸当たりの負担割合が2分の1以内であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 購入した機械を耐用年数まで使用すること。(災害等、市長が認めた場合を除く。)

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。